

「東日本大震災」による被災者の雇用維持・確保及び
平成24年3月新規学卒者の採用枠の確保に関する要請書

拝啓 宮城県政及び仙台市政並びに労働行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、平成23年3月11日の「東日本大震災」発生以降、宮城県内の復旧や被災者支援のため、救援物資の御提供、義援金や寄附金、ボランティア活動など、皆様方からたくさんのお寄せいただき、心から感謝申し上げます。

さて、宮城県は大震災により戦後最大の壊滅的な被害を受けましたが、全国、そして、世界各地から多くの方々の御支援をいただき、国、県、市町村、団体やNPOなど関係機関が連携しながら、ふるさと宮城の再生と一層の発展を目指して、県民一丸となって、復興に向けた取組を一步一步進めています。

復興への第一歩は、被災により離職を余儀なくされた方々などの一日も早い生活再建であり、そのための雇用の場の確保は、最優先に取り組むべき喫緊かつ最重要課題であります。県及び市町村では、復旧事業等における地元優先雇用や、緊急雇用創出事業の推進などにより、緊急的・臨時的な雇用の場の早急な確保を図っているところであります。

今後は、この5月に新設された「被災者雇用開発助成金」を活用するなどにより、被災者の再就職を全力で支援してまいりたいとしております。また、今年の春にも増して、大変厳しい就職状況になることが心配されている新規学卒者に対し、被災地域に配慮した合同就職面接会の開催や、仙台新卒応援ハローワークに増員配置された学卒就職ジョブサポーター及び各高校に配置されたキャリアアドバイザーなどにより、きめ細かな就職支援に取り組むこととしております。

さらに、長中期的な視点に立って、産業の再生・復興や新たな産業の創出などにより、地域の特性を考慮した安定的な雇用の場の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、大変厳しい経済情勢ではありますが、宮城県・仙台市の被災者や将来を担う平成24年3月新規学卒者等の積極的な雇用及び採用面接時の服装など、被災者及び新規学卒者の求職活動への柔軟な対応につきまして、会員の皆様へお知らせくださいるよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様方の今後の御発展を心からお祈り申し上げます。

敬具

平成23年7月20日

主要業種別団体の長 殿

宮城県知事

村井嘉浩

仙台市長

奥山恵美子

宮城労働局長

小山浩一

宮城県教育委員会
教 育 長

小林伸一

仙台市教育委員会
教 育 長

青沼一民

事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。
3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

※当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

正規雇用での雇入れから6ヶ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人。

- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。
- ※ 平成23年度においては、平成21年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。

奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

※ 正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6ヶ月定着した場合に、100万円を支給

※ 奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

奨励金支給の流れ

①ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人の提出
(卒業後3年以内の大卒者等も応募可能とする新卒求人)

②ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介（採用面接）

③正規雇用の開始（採用決定、正規雇用の労働契約締結）

正規雇用開始から
6ヶ月定着した場合

④事業所管轄ハローワークへ奨励金の支給申請（※）
※6ヶ月経過後の翌日から起算して1ヶ月以内に提出

⑤奨励金（100万円）の支給

※申請期限を一日でも過ぎると、奨励金を受給することができなくなりますので、十分ご注意下さい。

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。
(奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク

卒業後も就職活動を継続中の
新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3ヶ月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

有期雇用期間（原則3ヶ月）：対象者1人につき月額10万円、
有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ：対象者1人につき50万円

※当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

支給対象事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヶ月間の有期雇用として雇い入れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主。

※「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中的方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヶ月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金対象者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

- 平成21年3月以降の新規学卒者（※）で就職先が未決定の者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者（平成23年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます）。
- ※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない者（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者）。
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

奨励金支給額

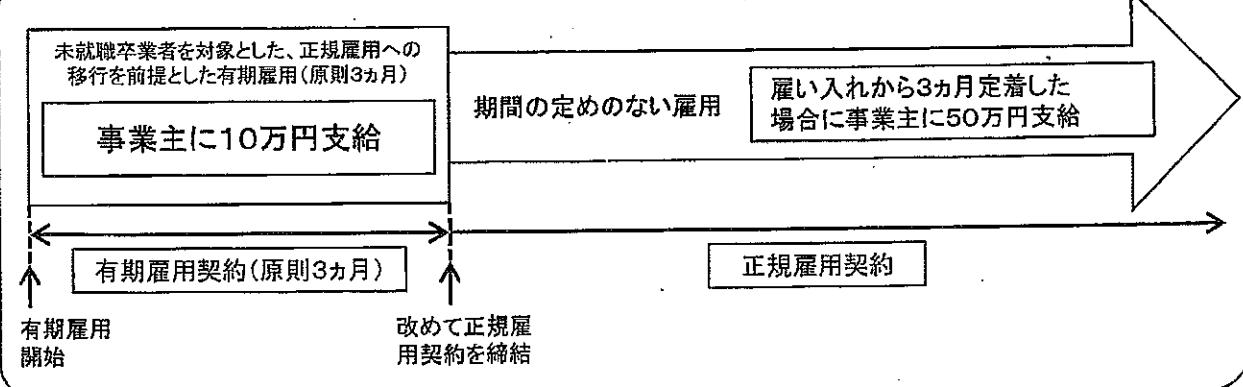
○ 有期雇用期間（原則3ヶ月）…対象者1人につき月額10万円（最大30万円）

○ 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ…対象者1人につき50万円
(正規雇用から3ヶ月定着した場合に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用に移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要



奨励金の支給には、他にも一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、
ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク

各種手続きについて

○来春の新規中卒者・高卒者、未就職の新規学卒者、中途採用者の求人については、



最寄の ハローワーク へ御連絡ください。

○来春の新規大卒等対象の求人については、

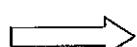


仙台学生職業センター

又は

へ御連絡ください。

最寄の ハローワーク



最寄の ハローワーク

又は

へお問い合わせください。

宮城労働局助成金コーナー

県内ハローワーク（公共職業安定所）一覧

安定所	所在地	〒	電話番号	管轄区域
仙 台	仙台市宮城野区榴岡4丁目 2-3 仙台MTビル 3階・4階・5階	983-0852	<一般求人> TEL 022-299-8816 FAX 022-299-8825 <学卒求人> TEL 022-792-1747 FAX 022-792-1769	仙台市、名取市、岩沼市、亘理郡
大和出張所	黒川郡大和町吉岡南2丁目 3-15	981-3626	TEL 022-345-2350 FAX 022-345-0596	黒川郡（大郷町を除く。）
石 卷	石巻市泉町4丁目1-18	986-0832	TEL 0226-95-0158 FAX 0226-22-2442	石巻市、東松島市、牡鹿郡
塩 釜	塩釜市新浜町3-18-1	985-0001	TEL 022-362-3361 FAX 022-362-1531	塩釜市、多賀城市、宮城郡、黒川郡のうち大郷町
古 川	大崎市古川中里6丁目 7-10	989-6143	TEL 0229-22-2305 FAX 0229-22-2353	大崎市、加美郡、遠田郡
大河原	柴田郡大河原町字高砂町 2-23	989-1202	TEL 0224-53-1042 FAX 0224-52-3989	角田市、柴田郡、伊具郡
白石出張所	白石市字銭子ヶ森37-8	989-0229	TEL 0224-25-3107 FAX 0224-25-8977	白石市、刈田郡
築 館	栗原市築館薬師2-2-1	987-2252	TEL 0228-22-2531 FAX 0228-22-6892	栗原市
迫	登米市迫町佐沼字内町 42-10	987-0511	TEL 0220-22-8609 FAX 0220-22-9579	登米市
気仙沼（*）	気仙沼市柏崎1-1 気仙沼プラザホテル内	988-0014	TEL 080-2807-4956 080-2807-4967	気仙沼市、本吉郡

（*）気仙沼公共職業安定所は、震災被害により臨時相談窓口にて業務を行っております。

《新規大卒者等対象求人》

仙台学生職業センター	980-8485	仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12階	TEL 022-726-8055 FAX 022-726-8058
------------	----------	-----------------------------	--------------------------------------

《雇用調整助成金等》

宮城労働局助成金コーナー (雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 以外の助成金・奨励金の受付等)	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎2階	TEL 022-292-6071 FAX 022-299-9388
宮城労働局緊急雇用調整助成金センター (雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 の受付等)	983-0852	仙台市宮城野区榴岡1-6-30 イカセントスア仙台5階	TEL 022-742-2701 FAX 022-792-0525

宮城労働局職業安定部職業安定課・宮城県経済商工観光部雇用対策課

雇用調整助成金のご案内

東日本大震災の影響(※1、2)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の2／3(中小企業の場合は4／5)が助成されます(※3)。

※1 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などに助成対象となります。
詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

※2 事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や待避指示など法令上の制限を理由とするものは助成対象となりません。このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していくとも失業手当が支給されます。

※3 1人1日当たり7,505円が上限です。

【支給要件】

- ①雇用保険の適用事業主であること
 - ②生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること(※)
- 【特例措置】
- ①青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、
 - ②①の災害救助法適用地域にある事業所等と一定規模以上(総事業量等に占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合
 - ③計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合以上の場合は、最近3ヶ月ではなく1ヶ月の生産量、売上高等がその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります

被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等(※1)の紹介により、継続して1年以上雇用(※2)することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りません。お支払いについては他にもある全ての要件を満たす場合に限ります。)

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者
※2 1年未満の有期契約を更新する場合も含む

対象労働者

1.震災により離職された方(以下の①から③のいずれにも該当する方)

- ① 東日本大震災発生時に被災地域(※1)において就業していた方
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③ 震災により離職を余儀なくされた方

※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)

2.被災地域に居住する方(※2、※3)

※2 震災後、安定した職業についたことのない方。

※3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額	
			大企業	中小企業
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円	
短時間労働者(※)	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円	

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局(職業安定部)へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)